

不正競争防止法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は令和五年七月三日に施行することとする部分)

第一 不正競争防止法の一部改正

一 定義

1 他人の商品の形態を模倣した商品を電気通信回線を通じて提供する行為を不正競争として追加すること。
(第二条第一項第三号関係)

2 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報(営業秘密を除く。)をいうものとすること。
(第二条第七項関係)

二 損害の額の推定等

1 特定の不正競争によって営業上の利益を侵害された者(以下「被侵害者」という。)が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者(以下「侵害者」という。)に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者がその侵害の行為を組成した物(電磁的記録を含

む。以下同じ。）を譲渡したとき（侵害の行為により生じた物を譲渡したときを含む。）、又はその侵害の行為により生じた役務を提供したときは、次に掲げる額の合計額を、被侵害者が受けた損害の額とすることができるものとする。

(1) 被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物又は提供することができた役務の単位数量当たりの利益の額に、侵害者が譲渡した当該物又は提供した当該役務の数量（以下「譲渡等数量」という。）のうち被侵害者の販売又は提供の能力に応じた数量（以下「販売等能力相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売又は提供をすることができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（以下「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

(2) 譲渡等数量のうち販売等能力相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた特定の侵害の行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額（被侵害者がその行為の許諾をし得たと認められない場合を除く。）

（第五条第一項関係）

2 裁判所は、特定の侵害の行為に対し受けるべき金銭の額を認定するに当たっては、営業上の利益を

侵害された者が、当該行為の対価について、不正競争があつたことを前提として当該不正競争をした者との間で合意をするとしたならば、当該営業上の利益を侵害された者が得ることとなるその対価を考慮することができるとすること。

（第五条第四項関係）

三 技術上の秘密を取得した者の当該技術上の秘密を使用する行為等の推定

1 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等（技術上の秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下同じ。）、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号（自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を保有する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、不正競争防止法第二条第一項第六号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定するものとする。

（第五条の二第二項関係）

2 技術上の秘密をその保有者から示された後に、不正の利益を得る目的で、又は当該技術上の秘密の保有者に損害を加える目的で、当該技術上の秘密の管理に係る任務に違反して、特定の方法でその技術上の秘密を領得する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、不正競争防止法第二条第一項第七号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定するものとする。

（第五条の二第三項関係）

3 技術上の秘密を取得した後にその技術上の秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その技術上の秘密に係る技術秘密記録媒体等、その技術上の秘密が化体された物件又は当該技術秘密記録媒体等に係る送信元識別符号を保有する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたときは、その者は、不正競争防止法第二条第一項第九号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定するものとする。

（第五条の二第四項関係）

四 第五の一の2の商標に係る適用除外等

1 不正競争防止法第三条から第十五条まで、第二十一条及び第二十二条の規定は、商標法第四条第四

項に規定する場合において商標登録がされた結果又は同法第八条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第五項ただし書の規定により商標登録がされた結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が不正の目的でなく当該登録商標の使用をする行為については、適用しないものとする。

（第十九条第一項第三号関係）

2 1に定める行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、1の一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者及び通常使用権者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができるものとする。

（第十九条第二項第二号関係）

五 営業秘密に関する訴えの管轄権及び適用範囲

1 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であつて、日本国内において管理されているものに関する不正競争防止法第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を

行った者に対する訴えは、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合を除き、日本の裁判所に提起することができるものとする。こと。（第十九条の二第一項関係）

2 不正競争防止法第一章、第二章及び第四章の規定は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であつて、日本国内において管理されているものに関し、日本国外において同法第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行う場合（当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合を除く。）についても、適用するものとする。こと。

（第十九条の三関係）

六 外国公務員等に対する不正の利益の供与等に係る罰則の見直し

1 不正競争防止法第十八条第一項の規定（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。ことに、法人の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して十億円以下の罰金刑を科するものとする。こと。

（第二十一条第四項第四号及び第二十二条第一項第一号関係）

2 1の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、日本国外において1の罪を犯した日本国民以外の者にも適用するものとする。

(第二十一条第十一項関係)

第二 特許法の一部改正

一 特許出願についての優先権の主張の手續

特許出願について優先権の主張をした者が提出しなければならない書類について、電磁的方法により提供されたものを含むものとし、当該書類の写しを提出することを許容すること。

(第四十三条第二項及び第四十四条第四項関係)

二 証明等の請求

裁定に係る書類であつて、当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するものの又は特許法第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者からこれらの者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があつたものについては、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、当該書類の謄本若しくは抄本の交付又は当該書類の閲覧若しくは謄写を請求することができない

ものとする。

(第百八十六条第一項第三号関係)

三 公示送達

1 特許庁長官の指定する職員又は審判書記官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができるものとする。

(1) 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

(2) 特許法第百九十条において準用する民事訴訟法第百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)の規定により送達をすることができない場合

(3) 特許法第百九十二条第二項の規定により書類を発送することが困難な状況が六月間継続した場合
(第百九十一条第一項関係)

2 公示送達について、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を特許庁の掲示場に掲示し、又は特許庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くことにより行うものとする。
(第百九十一条第二項関係)

四 出願審査の請求の手数料の減免

1 自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者のうち経済的困難その他の事由により出願審査の請求の手数料を納付することが特に困難であると認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免について、政令で定める件数を限度とすること。

（第百九十五条の二関係）

2 自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、特許法第百九条の二第一項の政令で定める者のうち同条第三項に規定する試験研究機関等その他の研究開発及び技術開発を行う能力又は産業の発達に対する寄与の程度が特に高いと認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免について、政令で定める件数を限度とすること。

（第百九十五条の二の二関係）

第三 実用新案法の一部改正

一 実用新案登録出願についての優先権の主張に係る措置を講ずるものとする。 （第二の一と同旨）

（第十条第八項関係）

二 証明等の請求に係る措置を講ずるものとする。 （第二の二と同旨）

（第五十五条第一項関係）

第四 意匠法の一部改正

一 意匠の新規性の喪失の例外

同一又は類似の意匠について意匠法第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至る起因となった意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があつたときは、当該意匠が同法第四条第二項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りるものとする。

(第四条第三項及び第六十条の七第一項関係)

二 意匠登録出願についての優先権の主張に係る措置を講ずるものとする。 (第二の一と同旨)

(第十条の二第三項関係)

三 証明等の請求に係る措置を講ずるものとする。 (第二の二と同旨)

(第六十三条第一項第四号関係)

第五 商標法の一部改正

一 商標登録を受けることができない商標

1 他人の氏名（商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。）を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないものについて商標登録を受けることができないものとする。

（第四条第一項第八号関係）

2 商標法第四条第一項第十一号に該当する商標であっても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて同号の他人の承諾を得ており、かつ、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないものについては、同号の規定は、適用しないものとする。

（第四条第四項関係）

二 先願

1 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について異なつた日に二以上の商標登録出願があつたときに、後の日に商標登録出願をした商標登録出願人（以下「後出願人」という。）が、商標登録を受けることについて先の日に商標登録出願をした商標登録出願人（当該商標

登録出願人が複数あるときは、当該複数の商標登録出願人。以下「先出願人」という。）の承諾を得ており、かつ、当該後出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先出願人がその商標の使用をする商品又は役務（当該商標が商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務）との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後出願人もその商標について商標登録を受けることができるものとする。

（第八条第一項関係）

2 同一又は類似の商品又は役務について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があつたときに、全ての商標登録出願人が、商標登録を受けることについて相互に承諾しており、かつ、それぞれの商標の使用をする商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該全ての商標登録出願人がそれぞれの商標について商標登録を受けることができるものとする。

（第八条第二項関係）

3 商標法第八条第二項本文の協議が成立せず、又は同条第四項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないとき（2に規定するときを除く。）に、特許庁長官が行う公正な方法によるく

じにより定めた順位における後順位の商標登録出願人（以下「後順位出願人」という。）が、商標登録を受けることについて先順位の商標登録出願人（当該商標登録出願人が複数あるときは、当該複数の商標登録出願人。以下「先順位出願人」という。）の承諾を得ており、かつ、当該後順位出願人がその商標の使用をする商品又は役務と当該先順位出願人がその商標の使用をする商品又は役務（当該商標が商標登録された場合においては、その登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務）との間で混同を生ずるおそれがないときは、当該後順位出願人もその商標について商標登録を受けることができるものとすること。

（第八条第五項関係）

4 商標法第八条第一項ただし書又は第五項ただし書の場合において、先出願人又は先順位出願人の商標が商標登録され、その登録商標に係る商標権が移転されたときは、その登録商標に係る商標権者を先出願人又は先順位出願人とみなして、これらの規定を適用するものとする。

（第八条第六項関係）

三 商標登録出願についての優先権の主張に係る措置を講ずるものとする。 （第二の一と同旨）

（第十条第三項及び第十三条第一項関係）

四 商標権の移転等に係る混同防止表示請求

次に掲げる事由により、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益（当該他の登録商標の使用をしている指定商品又は指定役務に係るものに限る。）が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、当該一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができるものとする。

1 商標法第四条第四項の規定により商標登録がされたこと。

2 商標法第八条第一項ただし書、第二項ただし書又は第五項ただし書の規定により商標登録がされたこと。

3 商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日以後に商標登録出願により生じた権利が承継されたこと。

4 商標権が移転されたこと。
(第二十四条の四関係)

五 商標登録の取消しの審判

四の1から4までに掲げる事由により、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができるものとする。 (第五十二条の二第一項関係)

六 商標の国際登録出願

商標の国際登録出願を電磁的方法(政令で定めるものを除く。)によりしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額に相当する額を国際事務局に納付しなければならないものとする。

(第六十八条の二第五項及び第七十六条第一項第三号関係)

第六 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正

一 電子情報処理組織による特定通知等

1 電子情報処理組織による特定通知等は、特定通知等の相手方が電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の経済産業省令で定める方式による届出をしている場合に限り行うことができるものとし、特定通知等の相手方が当該特定通知等についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時又は特許庁が、当該記録をすることができる措置をとった日から十日を経過した時のいずれか早い時に、当該特定通知等の相手方に到達したものとみなすものとする。また、特定通知等の相手方がその責めに帰することができない事由によって工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第五条第三項第一号の記録をすることができない期間は、同項第二号の期間に算入しないものとする。

(第五条関係)

2 1の規定にかかわらず、手続について委任を受けた代理人（代理を業として行う者に限る。）に対する特定通知等は、その者が1の届出をしていない場合であっても電子情報処理組織を使用して行う

ことができるものとする。

（第五条の二関係）

二 書面に記載された事項のファイルへの記録等

1 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続等」という。）が書面又は電子情報処理組織を使用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録により行われたときは、指定特定手続にあつては工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第七条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載され、又は当該電磁的記録に記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、それぞれファイルに記録しなければならぬものとする。

（第八条第一項関係）

2 書面又は電磁的記録により行われた指定特定手続等について1の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載され、又は当該電磁的記録に記録された事項と同一であると推定するものとする。

（第八条第二項関係）

3 特許庁長官は、2のファイルに記録された事項が2の書面に記載され、又は2の電磁的記録に記録

された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならぬものとする。

(第八条第三項関係)

4 何人も、2のファイルに記録された事項が2の書面に記載され、又は2の電磁的記録に記録された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができるものとする。

(第八条第四項関係)

三 ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等

特許庁長官又は審判長は、手続に係る書面の副本の送達等に代えて、当該手続をする者の承諾を得て、当該書面の副本に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該書面の副本の送達等を行ったものとみなすものとする。

(第十条第二項関係)

第七 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第八 附則

一 この法律の施行期日について所要の規定を設けること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

（附則第二条から第六条まで関係）

三 二のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

（附則第七条関係）

四 関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第八条から第十二条まで関係）